

令和6年度 第1回 新居浜市隣保館運営審議会 会議録

日 時：令和7年3月6日（木） 19時00分から19時30分

場 所：瀬戸会館1階会議室

参加者：〔委員〕原 直人委員、原 寿也委員、大林 勁汰委員、古川 和彦委員、  
渡邊 優津子委員、小野 博委員、小野 雅之委員、井川 昭二委員、  
久保 善嗣委員、鴻上 基志委員

〔事務局〕人権擁護課副課長、瀬戸会館館長

傍聴者：なし

- 議 題：1 令和5年度事業報告  
2 令和6年度事業計画及び経過報告  
3 その他

事務局	<p>皆さん、こんばんは。</p> <p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度第1回新居浜市隣保館運営審議会」を開催いたします。</p> <p>本日はご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は人権擁護課の山中と申します。</p> <p>議題の審議に入るまで、進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、本審議会の開催が遅れました事につきまして深くお詫び申し上げます。</p> <p>早速ではございますが、審議に移らせていただきます。</p> <p>まず、本審議会につきましては、「新居浜市隣保館運営審議会規則」第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっておりますが、本日、委員総数11名の方全員の出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき、原則この会は公開することとしておりますため、審議会の運営については、事前に開催日時などを市民にお知らせし、傍聴を認めること、また、審議会の開催結果について、議事録などを公表することとしておりますのでご了承ください。</p> <p>本来でしたら長井市民環境部長がご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日は所用により、本審議会への出席ができませんので、ご了承ください。</p> <p>瀬戸会館は、地域社会の中で、福祉の向上や 人権啓発・住民交流の拠点とな</p>
-----	---

	<p>るコミュニティーセンターとして生活上の各種相談事業や人権問題解決のための様々な事業を行う施設として 設置されております。</p> <p>「福祉と人権のまちづくり」を推進するため、生活相談員を配置して地域住民の支援に取り組む相談機能強化事業や、館外での支援や啓発を行なう周辺地域巡回事業等も行うことで、地域の皆様に必要とされる「瀬戸会館」となります様、取り組みを進めておりますが、まだまだ多くの皆様に館の役割が認識されていない状況であると認識しております。</p> <p>真に、「住民交流の拠点」として地域の皆様に親しまれる瀬戸会館となりますよう、今後の館運営等についても、ご意見をいただきましたら幸いです。</p> <p>本審議会の設置目的についてですが、お席に配布しております「新居浜市隣保館設置及び管理条例」第7条第1項に規定されていますように、瀬戸会館の運営に関する事項を調査し、審議することとなっておりますので、今後の運営及びあり方について、活発なご意見等をくださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同じくお席に配布しております委員名簿についてですが、団体名、氏名等をご確認いただき、誤り等がございましたら、申し訳ございませんが、事務局までお知らせください。</p> <p>続きまして、今年度から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので恐れ入りますが、ここで自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員名簿の順番に従いまして、連合自治会の原直人委員さんから順に、自己紹介をお願いいたします。</p>
委員	(名簿順に従い、各委員自己紹介)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、「会長・副会長選出」に移らせていただきます。</p> <p>新居浜市隣保館運営審議会規則第4条第1項において「審議会に会長及び副会長を置く。」、また、第4条第2項において「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定されております。</p> <p>会長・副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委員	(ご意見なし)
事務局	<p>特にご意見はございませんようですので、事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>

委員	(承認を得る)
事務局	<p>それでは、事務局からの提案といたしまして、会長には、愛媛県人権対策協議会新居浜支部副支部の原寿也委員さん、また、副会長には、瀬戸会館活動連絡協議会「ゆめじゅく会」の小野博委員さんに、それぞれお願いをできればと考えておりますが、ご承認をいただけますでしょうか。</p>
委員	(承認を得る)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、原寿也委員さんに会長を、小野博さんに副会長をお願いするという ことで、恐れ入りますが、お二人には席の移動をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、原会長さんと小野副会長さんに、一言ずつごあいさつをいただき たいと存じます。</p> <p>(原会長 あいさつ) (小野副会長 あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの議事の進行につきましては、「新居浜市隣保館運営審議 会規則第5条第1項」において「会長が会議の議長となる」と規定しております ことから、会長へお願いしたいと思います。</p> <p>原会長さん、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>最初に、議題(1)令和5年度事業報告について、事務局から説明をお願いし ます。</p>
事務局	(事務局説明)
会長	<p>令和5年度事業報告について事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご 意見等はございませんか。</p>
委員	(特になし)

会長	<p>その他、ご質問・ご意見等はございませんか。 ないようでしたら、 次に議題（２）令和６年度事業計画及び経過報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（事務局説明）</p>
会長	<p>令和６年度事業計画及び経過報告について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>（特になし）</p>
会長	<p>その他、ご質問・ご意見等はございませんか。 ないようでしたら、 次に、議題（３）その他について。委員の皆様から何かご意見等はございませんか。</p>
委員	<p>新居浜市隣保館設置及び管理条例の第３条第５項に老人福祉に関することと、記載されていますが、老人ではなく高齢者の表現の方がいいと思います。</p>
事務局	<p>現況に沿った表現を検討いたします。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。 他にありませんか。</p>
委員	<p>冒頭でも事務局から、話はありましたが例年７月ごろに開催していると思います。遅くても８月には審議会をしてほしい。 今後この様なことのないようにお願いしたい。</p>
事務局	<p>本年度は申し訳ございませんでした。 今後この様なことがないように進めてまいります。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
会長	<p>年末に大勢の方に参加をさせていただいて大掃除をしていますが、建物の裏側の</p>

事務局	清掃の役割分担をしていただきたい。
会長	役割分担をしていきます。
会長	他にございませんか。 無ければ、以上で、令和6年度第1回新居浜市隣保館運営審議会を終了します。 最後までご審議いただき、ありがとうございました。